

○外国人材受入れの主な在留資格

	在留資格	想定される対象	業務
留 学 後 の 在 留	高度専門職1号・ 2号	大学院を修了した留学生	研究者など
	技術・人文知識・ 国際業務 別紙1(1)	大学、大学院等を卒業した留 学生	通訳、エンジニアなど (大学等で専攻した科目が 従事しようとする業務に必 要な知識や技術に関連して いることが必要)
	介護	介護福祉士の資格を有する者	介護(日本の公私の機関と の契約に基づいて介護福祉 士の資格を有する者が介護 又は介護の指導に行う業務 に従事する活動)
	特定活動46号 (2019/5/30~) ※留学生の就職支 援の目的	大学・大学院において修得し た知識、応用的能力等を活用 することが見込まれ、日本語 能力を生かした業務に従事す る場合(N1相当のレベルを有 する者)	飲食店、小売店等でのサー ビス業務や製造業務での現 場業務 別紙1(2)
上 記 以 外 の 者	特定技能1号 (2019/4/1~) ※特定産業分野の 人手不足に対応	技能、日本語の試験に合格し た者 技能実習2号を良好に修了し た者	特定産業分野(14業種) 別紙2
	技能実習 ※国際貢献のため	開発途上国等の外国人	別紙3(2号・3号につい て制限あり) 80職種144作業
	留学(資格外活動 許可)	留学生	アルバイト(1週28時間 以内の就労が可能)

(1) 【外国人雇用のルール（愛知労働局・ハローワーク）（抜粋）】

「技術・人文知識・国際業務」

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学・工学その他の自然科学の分野、法律学・経済学・社会学その他の人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務、外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の活動を除く）

(2) 【法務省：留学生の就職支援のための法務省告示の改正について（抜粋）】

「特定活動 46 号」

改正の概要

現行制度上、飲食店、小売店等でのサービス業務や製造業務等が主たるものである場合においては、就労目的の在留資格が認められていませんでしたが、民間企業等においては、インバウンド需要の高まりや、日本語能力が不足する外国人従業員や技能実習生への橋渡し役としての期待もあり、大学・大学院において広い知識を修得し、高い語学力を有する外国人留学生は、幅広い業務において採用ニーズが高まっています。

そこで、これらの採用側のニーズ及びこれまでの閣議決定等を踏まえ、本邦大学卒業者については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を生かした業務に従事する場合に当たっては、その業務内容を広く認めることとし、在留資格「特定活動」により、当該活動を認めることとしたものです。